

# 令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和6年10月9日  
愛媛県人事委員会

## 《本年の勧告の概要》

- 月例給、特別給ともに3年連続の引上げ
  - ✓月例給は、10,303円（2.93%）の引上げ（約30年ぶりの高水準）
    - ・採用市場での競争力向上のため、特に初任給は大幅に引上げ（大卒行政職 23,400円など）
  - ✓特別給（期末手当及び勤勉手当）は、支給割合を0.1月分引上げ
- 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）
  - ✓有為な人材の確保等に向けた給与処遇の向上に係る措置を実施

## 1 県職員の給与と民間給与との比較

### (1) 月例給 本年4月分の較差

民間給与 (A)	362,376円	較差 (A-B) 10,314円 (2.93%)
県職員給与 (B)	352,062円	

### (2) 特別給（期末・勤勉手当）

民間の年間支給割合	4.59月	支給割合の差 0.09月
県職員の年間支給割合	4.50月	

## 2 県職員の給与

### (1) 給与の改定

#### ア 月例給

#### (ア) 給料表

人事院勧告の内容（若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定）を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じた額に改定（平均改定率3.20%）、初任給は大幅な引上げ（大卒行政職 月額203,553円 → 226,953円など）

#### (イ) 初任給調整手当

- a 医療職給料表(-)の適用を受ける医師・歯科医師の支給限度額  
月額 415,600円 → 416,600円
- b a以外の医師・歯科医師の支給限度額 月額 51,100円 → 51,600円
- c 獣医師の支給限度額 月額 50,300円 → 50,800円

#### (ウ) 実施時期

令和6年4月1日

#### イ 特別給

期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引上げ（令和6年12月期）  
（令和7年度以降は年間でそれぞれ0.05月分引上げ）

### (2) 改定後の平均給与月額（行政職）

改定額	改定率	内 訳	
10,303円	2.93%	給料	10,284円 (2.92%)
		その他	19円 (0.01%)

[参考] 行政職平均給与（行政職平均年齢 41.4歳）

	現 行	改 定 後	増 減
平均給与月額	352,062円	362,365円	10,303円 (2.93%)
平均年間給与額	5,815,388円	6,025,042円	209,654円 (3.61%)

### 3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

#### (1) 基本的考え方

国においては、国家公務員の人材確保の現状は依然として危機的な状況にあるとの認識を示したうえで、国家公務員の人材確保の状況を改善させるため、給与制度を整備することとされた。本県においても、官民を問わず人材確保が年々厳しくなっている中、県民の目線に立った質の高い行政サービスを提供していくためには、公務に対する強い意欲と高い能力を持った有為な人材の確保が極めて重要であり、給与処遇を向上させることが他の施策と相乗的な効果を挙げ、人材確保につながっていくという点においては、国と同様の状況にあると考えられる。

これらの事情を総合的に勘案した結果、人事院勧告に準じて、給与制度の整備を実施する必要があると判断

#### (2) 措置内容

##### ア 給料表

人事院勧告において令和7年度から実施することとされている俸給表等に準じて全ての給料表を改定

項目	改定内容
最低水準の引上げ	行政職3級～7級及び各給料表の相当級について、初号から4～16号給程度をカット
職責重視の給料体系への見直し	行政職8・9級及びその相当級について、現行号給の大きくくり化、給料月額の重なり解消

##### イ 昇給制度

現行号給の大きくくり化を行った職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り実施

##### ウ 諸手当

###### (7) 扶養手当

配偶者に係る手当（6,500円）を廃止し、子に係る手当を引上げ（10,000円→13,000円）  
※令和7年度は経過措置として、配偶者に係る手当は3,000円（行政職給料表8級相当の職員は廃止）、子に係る手当は11,500円

###### (4) 地域手当

現行の7段階の級地区分を5段階に再編（20%～4%まで4%刻み）  
※激変緩和措置として、支給割合の変更は1年あたり1ポイントずつ実施

###### (ウ) 通勤手当

- ・交通機関等利用者及び交通機関等と交通用具の併用者に係る通勤手当の1箇月当たりの支給限度額を引上げ（93,000円 → 150,000円）
- ・特別急行列車等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を廃止

###### (イ) 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る手当の支給対象時間帯及び支給対象職員を拡大

###### (オ) 勤勉手当

成績率の上限を平均支給月数の2倍から3倍に引上げ

###### (カ) 在宅勤務等手当

住居等において一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して、3,000円を支給

###### (キ) 再任用職員の諸手当

異動の円滑化を図るため、これまで支給されていなかった手当（住居手当、特地域勤務手当など）を支給

#### (3) 実施時期

令和7年4月1日

## 4 公務運営に関する課題

### (1) 人材の確保・育成

複雑化・高度化する行政課題を的確に捉え、将来の目指すべき姿に向けて果敢に挑戦できる高い使命感と資質を持った多様で有為な人材を確保することが極めて重要であり、引き続き、より効果的な情報発信に努めるとともに、試験制度について時代に即したものとなるよう幅広く検討し、受験者確保により積極的に取り組むほか、人材育成に資する人事管理も一層進めていくことが必要

女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境や、障がいのある職員がその能力を最大限に発揮し活躍できる職場環境、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に取り組むことが重要

### (2) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

妊娠、出産、育児、介護等に係る休暇・休業等の両立支援制度について、積極的な周知・啓発を図るほか、両立支援の重要性について職員全体の理解を深め、制度を利用しやすい職場環境の整備を着実に進めるとともに、育児・介護休業法の改正も踏まえ、両立支援の一層の充実に向けた制度等の拡充が必要

テレワーク、フレックスタイム制など、柔軟で多様な働き方に対応した勤務制度の活用等により、全ての職員が個々の事情に応じた働き方を選択でき、最大限にその能力を発揮しうる職場づくりに積極的に取り組むことが必要

### (3) 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務を縮減するため、制度の適切な運用に留意するとともに、上限を超えて超過勤務を命じた要因の分析・検証結果等を踏まえたより実効性ある対策を速やかに講じるとともに、教員についても学校における働き方改革の着実な推進に向け、強い姿勢で諸対策に取り組むことが必要

職員の勤務状況を適切に把握・確認するとともに、業務の見直し・削減・合理化の推進、業務量に応じた適正な人員配置及び柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に努めるほか、職員が勤務間の生活時間を十分に確保できるよう、超過勤務の縮減に向けた対策の推進と併せて勤務間のインターバルの確保に積極的に取り組むことが必要

また、引き続き年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、なお一層取得促進に取り組むことが必要

### (4) 職員の健康管理

長期の病気休暇取得者等のうち精神疾患による者の割合が半数を超える状況が続いていることから、ストレスチェック制度の効果的な活用や、職員の労働時間の適切な把握により、健康リスクが高い状況にある職員の早期発見や病気休暇取得者等の円滑な職場復帰等に向けたきめ細かなフォローアップ等に一層努めることが必要

また、近年、カスタマーハラスメントが公務において対応すべき課題となっているところであるが、職場における各種ハラスメントについて、引き続き研修等を通じて職員の理解を深め、未然防止を図るとともに、相談しやすい職場環境づくりに努めるなど継続的な取組が必要

### (5) 高齢層職員の活躍推進

定年の段階的引上げの実施により、高齢層職員の豊富な知識や経験の積極的な活用が、これまで以上に重要となっており、適材適所の人事配置や、これまで培ってきた知識や経験、専門性を活かしながら業務に専念できる環境整備に努め、組織力の強化につなげる必要がある

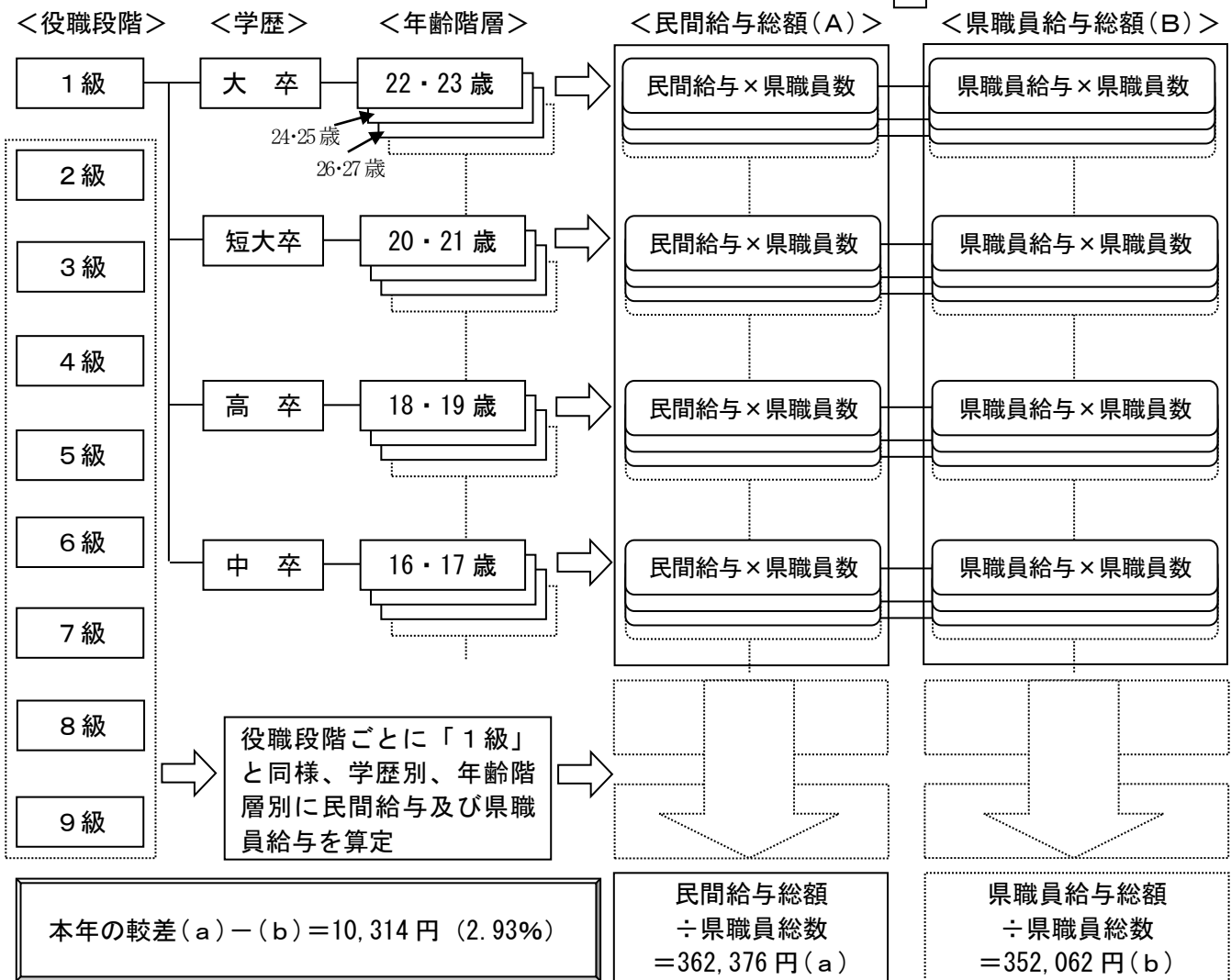
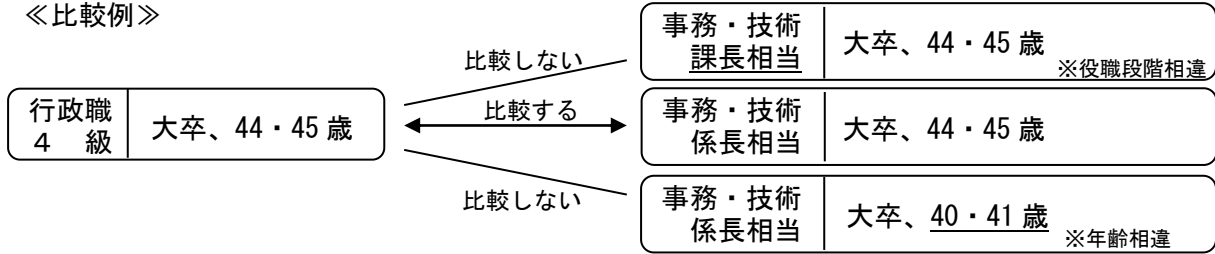
また、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制等の導入により、勤務形態等が多様化したことから、職員が個々のニーズに合った勤務形態を自ら選択できるよう、引き続き適時・適切な情報提供等が必要

## 県職員給与と民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

個々の県職員に、職種別民間給与実態調査結果に基づいた役職段階、学歴、年齢階層が同等の民間従業員の給与を支給した場合の支給総額（民間給与総額(A)）を県職員総数で除して得た平均給与額（a＝民間水準）と県職員の平均給与（b）を比較し、公民較差を算出します。

○職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平均給与額を比較

《比較例》



## 県職員と民間企業との初任給比較（令和6年4月現在）

民間企業（新卒事務員・新卒技術者計）		県職員（行政職）	
大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
216,384 円	177,150 円	203,553 円	171,874 円